

18 狩 猟 税 (平成22年度)

事 務 所	総 数		法第700条の52 第1号 該当分(税率16,500円)		法第700条の52 第2号 該当分(税率11,000円)		法第700条の52 第3号 該当分(税率8,200円)		法第700条の52 第4号 該当分(税率5,500円)		法第700条の52 第5号 該当分(税率5,500円)	
	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数
	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人
総 計	5 894	389	5 445	330	55	5	295	36	11	2	88	16
都 税 事 務 所	5 504	360	5 098	309	55	5	295	36	11	2	43	8
区 部	1 770	117	1 633	99	11	1	98	12	-	-	27	5
新 宿	1 770	117	1 633	99	11	1	98	12	-	-	27	5
多 摩	3 733	243	3 465	210	44	4	197	24	11	2	16	3
立 川	3 733	243	3 465	210	44	4	197	24	11	2	16	3
支 庁	391	29	347	21	-	-	-	-	-	-	45	8
大 島	220	18	181	11	-	-	-	-	-	-	39	7
三 宅	50	3	50	3	-	-	-	-	-	-	-	-
八 丈	121	8	116	7	-	-	-	-	-	-	6	1
小 笠 原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(備考) 狩猟税は狩猟者登録税と入猟税を統合し、平成16年4月に新たに創設された。